

可児市農業委員会第3回農業委員会総会議事録

開催日時	平成31年3月4日（月）午後1時30分から2時30分
開催場所	可児市役所 5階全員協議会室
農業委員	菱川 幸夫、大澤 正幸、可児 勉、井藤 平榮、勝野 英俊、日比野泰成、 二宮 章二、鈴木 啓之、奥村 武司、續木 明彦、兼松 君子、高木 伸敏、 渡邊 千春、山田 照男
農地利用最適 化推進委員	浅野 忠、三宅 祥雅、奥村 久光、長谷川謙司、溝口 茂、鈴木 好則、 可児すみ子、栗本 京治、溝口 知春
事務局	事務局長 渡辺 達也 課長 鈴木 広行、係長 加藤 哲利、主任主査 金沢 貴
議案	第14号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について 第15号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第16号 農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について 第17号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について 第18号 土地現況確認申請書（非農地）の承認について 第19号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について 第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用配分計画案に対する意見について
議長 （菱川会長）	平成31年第3回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席委員は14名で、定足数に達しております。 また、推進委員については、出席委員は9名です。 これより、平成31年第3回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。なお、本日の日程は、お手元に配布しました議案のとおりとなっております。 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は議長において、3番可児勉委員、4番井藤平榮委員の両名を指名します。
議長	日程第2、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」を議題といたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第14号、農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請

に対する許可の内容について、説明いたします。

今回は、贈与による所有権移転が1件、売買による所有権移転が2件の合計3件です。

受付番号1の案件は、京都市山科区の方と二野の方との間における、贈与による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、二野字大杓、地目は田、面積は551㎡の農振農用地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、「申請地を取得して経営規模を拡大する」とのことです。

譲受後の耕作面積は7,651㎡となります。

受付番号2の案件は、土田の方と土田の方の間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道、地目は田、面積は160㎡の農振農用地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、「申請地を取得して経営規模を拡大する」とのことです。

譲受後の耕作面積は5,339㎡となります。

この案件は、次の受付番号3と同時申請です。

受付番号3の案件は、愛知県犬山市の方と土田の方の間における、売買による所有権移転の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字大道外4筆、地目は田と畑、面積は合計1,462㎡の農振農用地と農振白地です。

譲受人は、申請地の近くで耕作をしており、「申請地を取得して経営規模を拡大する」とのことです。

譲受後の耕作面積は、受付番号2と同じ5,339㎡です。

以上の各案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動は妥当と考えます。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。
受付番号1、二野をお願いします。

奥村(武)委員 受付番号1について、9番奥村が現地確認の結果を説明します。
この場所は、現在耕作されているところですので、何ら問題はないと思います。

議 長 受付番号2、3、土田をお願いします。
井藤委員 2月28日の現地確認には公用で出ることができませんでしたので、26日に地権者とお会いして、その旨を説明して確認をさせていただいたことに基づいて発表します。

受付番号2と3は近い場所にあります。可児川の駅から西へ、とうのう病院を越えて入った農振地域内にあります。周囲は耕作されていますが、あまり熱心ではなく、荒れている状態ですが、買われましてきちんと耕作されるということで荒廃地が減ることになり、大変ありがたいことだと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

日程第2、議案第14号「農地法第3条第1項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に対する許可について」は、当委員会として「許可する」ことにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は当委員会として「許可する」ことに決しました。

議長 日程第3、議案第15号「農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第15号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の内容について、説明します。

今回は3件の申請があります。

受付番号1の案件は、土田の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井、地目は田、面積は611㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、共同住宅2棟を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を施工し、土砂等の流出を防ぎます。雨水排水は排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

この案件は、農地法第5条受付番号5と同時申請で、まちづくり条例による開発基準協議及び都市計画法による開発許可申請が必要な案件であり、平成31年2月13日受付で開発基準協議中です。

受付番号2の案件は、東帷子の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字坂井外1筆、地目は田、面積は合計118㎡、農振白地の2種農地と判断され、隣接する住宅と一体利用する必要があり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できない農地です。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、一般個人住宅の駐車場を整備する」とのことです。

雨水排水は地下浸透枿を設置、汚水排水はありません。

受付番号3の案件は、今渡の方が農地転用の許可を求めるものです。

土地の概要は、今渡字大東、地目は畑、面積は1,210㎡のうち993.6㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「共同住宅1棟を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック2から5段積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

現地確認で駐車場の確保についてお尋ねがありましたが、6台分の確認が出来ましたので報告させていただきます。

以上各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。
 受付番号 1、土田をお願いします。

井 藤 委 員 4 番井藤が、受付番号 1 について現地確認の報告をします。
 場所は、土田交番から土田広見線高架の下にあります。
 資料の該当箇所、丸が打ってある左側は太陽光発電施設、北はアパート、右は 2 軒の住宅となっています。したがって、北側は道路、周辺は住宅地並びに太陽光発電施設ということで、何ら問題はないと思います。

議 長 受付番号 2、東帷子をお願いします。
 勝 野 委 員 5 番勝野が、現地確認結果の報告をします。
 当該申請地は、西可児駅から北東へ 200m から 300m、県道御嵩犬山線に沿っている土地です。
 現地は現在ブルーシートで覆われており、地目上は田となっておりますが、相当年数耕作されていないように見受けられました。今回、申請者が自己用の駐車場を作りたいということでの農転申請ですが、先ほど言いましたように、ブルーシートが覆われている現状ですので、認可をし、放棄地にならないようにされた方がよいのではと判断しましたので、特に問題はないと思われま。

議 長 受付番号 3、今渡をお願いします。
 浅 野 委 員 推進委員 1 番浅野です。受付番号 3 について、現地確認結果の報告をします。
 場所は、国道 21 号今渡交差点より東南へ 300m のところです。JR 太多線の西で、愛知用水の北に一部が隣接した土地です。
 転用目的は、共同住宅 1 棟を建築する形で申請が出ています。
 1,210 m²のうち 993.60 m²が、分筆して 4 条許可申請が出ています。
 上水道は西側道路、下水道は公共下水道へ各問題はないと思います。雨水排水は道路側溝へ流します。
 現地確認の結果、問題はないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議 長 **【質疑なしの声多数あり】**
 ご意見もないようですのでお諮りいたします。
 日程第 3、議案第 15 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について」は、「許可相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

議 長 **【異議なしの声多数あり】**
 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」として県に進達することに決しました。

議 長 日程第 4、議案第 16 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」を議題といたします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 16 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転に伴う農地転用許可申請の内容について、説明します。

申請の内訳は、売買による所有権移転8件です。

受付番号1の案件は、中恵土の方と広見の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、中恵土字助太郎、地目は畑、面積は216.48㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

受付番号2の案件は、瀬田の方外1名と下呂市の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、瀬田字日景山、地目は畑、面積は416㎡、農振白地の2種農地と判断され、隣接する山林を一体利用する必要があり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できない農地と考えられます。

転用目的は、「隣接する山林を一体利用して、倉庫2棟を建築する」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

農地以外の敷地も含め、土地区画形質の変更が3,000㎡以上あるため、まちづくり条例に基づく土地利用協議及び開発基準協議と都市計画法に基づく開発許可が必要な案件で、開発許可と同時の許可となります。

受付番号3の案件は、下切の方と今渡の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下切字焼山、地目は畑、面積は87㎡、農振白地の2種農地と判断され、隣接する工場と一体利用する必要があり、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できない農地と考えられます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、隣接する工場の従業員駐車場を整備する」とのことです。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号4の案件は、矢戸の方と矢戸の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、矢戸字月山外1筆、地目は田、面積は合計1,729㎡、農振白地の2種農地と判断され、可児市内の土地を選定したところ、申請地に代えて当該申請に係る目的を達成できない農地と考えられます。

転用目的は、「食料品製造業駐車場を整備する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、L型擁壁を敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は自然浸透、汚水排水はありません。

受付番号5の案件は、土田の方外2名と土田の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、土田字富士ノ井外1筆、地目は田、面積は合計665㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、共同住宅2棟を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック及びコンクリート擁壁を施工

し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は排水路へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

この案件は、農地法第4条受付番号1と同時に申請で、まちづくり条例による開発基準協議及び都市計画法による開発許可申請が必要であり、平成31年2月13日受付で開発基準協議中です。

受付番号6の案件は、横浜市都筑区の方と東帷子の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、東帷子字石畑外1筆、地目は畑、面積は合計326㎡、農振白地の3種農地と判断されます。

転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

この案件は、事業計画変更受付番号1と同時に申請です。

受付番号7の案件は、東帷子の方と長坂の方との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、長坂八丁目、地目は畑、面積は429㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「隣接地を一体利用して、貸駐車場を整備する」とのことです。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水はありません。

受付番号8の案件は、下恵土の方と下恵土の法人との売買による所有権移転で、転用許可を求めるものです。

土地の概要は、下恵土字柿添外1筆、地目は畑、面積は合計276㎡、農振地域外の3種農地と判断されます。

転用目的は、「不動産業事務所兼用住宅を建築する」とのことです。

周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積みを敷設し、土砂等の流出を防ぎます。

雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。

計画敷地の東側道路は、建築基準法第42条第2項に該当し、道路中心から2m後退した箇所には工作物等を設置できない場所となっています。

また、資料の航空写真及び地図上では建物が建っておりますが、現況としましてはすでに取り壊し済みで更地になっています。

以上各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員から順次、発言をお願いします。

受付番号1、中恵土をお願いします。

山 田 委 員

14番山田が説明します。

物件の概要ですが、場所は、可児工業高校グラウンドより東へ300m、新田公民館のすぐ南です。昔から周囲には梨など果樹園があり、今でも自然薯などが栽培される肥沃な農地

です。現場は畑ですが、庭木用の木が生い茂っている状況でした。

雨水は前面道路側溝へ流し、農業用排水への影響はないと思われます。

議 長
渡 邊 委 員

受付番号 2、瀬田お願いします。

受付番号 2 について、13 番渡邊が現地確認の結果を報告します。

場所は、花フェスタ公園の県道多治見八百津線の西側にあります。

転用目的としまして、隣接する山林を一体利用して倉庫 2 棟を建築することです。

東側と北側は山林、西側は宅地と畑、南側は畑です。2 箇所のうち、北側は 304 m²で現況は栗畑、南側は 112 m²で現況は山林化した荒廃農地です。

隣地所有者への説明や土地改良区の同意もあります。

雨水排水は自然浸透、上下水道は接続不要、農業用排水への影響はありません。

特に問題はないと思われます。

荒廃農地が少しでも有効活用されればと思っております。

議 長
鈴木(啓)委員

受付番号 3、下切お願いします。

8 番鈴木が現地確認の報告をします。

この土地は、事務局より説明がありましたとおり、業務拡大・従業員の増員によって、金属加工業の宅地と申請地 87 m²に砕石を投入して整備し、駐車場を一体化するという目的で申請されているものです。この駐車場に隣接する土地、宅地等もありますが、砕石投入により大雨で砕石が流出しない対策を講じていただければ、何ら問題はないと思われま

す。

議 長
二 宮 委 員

受付番号 4、矢戸お願いします。

7 番二宮が現地確認結果について報告します。
当該の土地は、ゴルフ場西コース北東の端の外周道路から 10m くらい入ったところで、ちょうど北約 700m には県農業大学校があります。春里小学校の東側の山のちょうど反対側の位置にあたります。

現地は、北側が横市川、西側がその支流、南側が道路及び排水溝になっています。

現在、農地への進入路の下にφ400 のパイプが入っています。計画によりますと、この排水路はφ300 の暗渠になるということで、途中に集水桝等が入っていますが、将来的にこのパイプが詰まったり、オーバーフローがないように自費で工事をされるそうですが、その時に注意していただかないと問題が起きることが考えられます。

議 長
井 藤 委 員

受付番号 5、土田お願いします。

4 番井藤が発表します。

場所は、4 条の受付番号 1 でご審議いただいたすぐ隣りになります。先ほど 4 条の隣りが住宅と言っておりましたが、間違えておりました。5 条の隣りです。

そこを一体利用するというので申請が出ております。雨水排水は市排水路へ、上水道は北側道路から、下水道は公共下水道に接続され、共同住宅 2 棟建てられるということです。特に何ら問題はないと見受けられました。

議 長
勝 野 委 員

受付番号 6、7、東帷子と長坂お願いします。

5 番勝野が受付番号 6、7 について報告します。

受付番号 6 について、この案件は、後ほど事業計画変更受付番号 1 で出てきますが、昭

和 59 年頃に、譲渡人が自分の住宅を建てるということで農転申請をしていたのですが、仕事の都合で転勤になってしまったため、第三者の方に譲り渡すことになりました。一般個人住宅を建てるということで、場所的には西可児駅まで約 260m、平坦地ではなく多少山になっているところですが、近隣に対して特に問題があるようには見受けられません。

西側には、排水路並びに上下水道が整備されておりますので、近接農地に対しても何ら問題はないと思われます。

続きまして受付番号 7 ですが、この案件は、長坂団地の一番南端にあたる場所です。真北に約 1,000m 行きますと、西可児駅があります。

この土地につきましては、譲渡人ご夫婦が施設に入ってみえるため、息子さんが数年来、いわゆる団地の中なので耕作はせず、草刈りだけをきちんと行ってみえる状態で、荒れてはいませんが、とても管理はできないということで、このたび売買という話になったようです。団地の方々への一般駐車場、貸駐車場として整備をされるということで、何ら問題はないと思われます。

議 長 受付番号 8、下恵土お願いします。
可児(勉)委員 3 番可児が発表します。

場所は、禅台寺というお寺や幼稚園がありますが、その南斜面の下で旧 248 号線に沿ったところですが、地目は畑ということですが、事務局から説明があったとおり、以前は建物が建っていたということですが撤去したということで、確かに撤去してあり更地になっていました。こんな条件の悪いところでの農地で、この主要道はかなり交通量が多く、ここは耕作には不向きであると考えてきました。今回、事務所兼住宅を建てられるということで、特に問題はないと思われます。

議 長 只今、地元委員から発言がありましたが、受付番号 3 の下切の件ですが、碎石の流出を止めていただきたいということと、受付番号 4 の矢戸の件で、排水に関してパイプの太さの注意点の指摘がありましたので、事務局からの意見をお願いします。

事 務 局 両件とも先方には指示をしておりますが、まだ回答待ちではありますが、意向に沿えるような形でできるかと思っています。

議 長 地元委員さん、それでいいでしょうか。
二 宮 委 員 受付番号 4 ですが、私の方は、その雨水の降水量なんかをよく検討してもらって、以前はφ400 だったものが今回φ300 の暗渠になるということなので、そのあたりを十分検討していただければと思います。

議 長 その 2 点、事務局お願いします。
事 務 局 了解しました。

議 長 その他、ご意見等はございませんか。
大 澤 委 員 受付番号 5 について、地元委員さんにお尋ねします。

ここの土地は土地改良の区域ですか。区域ではないのですか。

井 藤 委 員 この土地は、富士ノ井というところですが、ここは正式に土地改良区には入っていないと思います。詳しくは把握していませんが、土地改良区域外と考えております。

大 澤 委 員 区域外であれば、特に問題はないです。もし、土地改良区エリアであれば、同意を取っていただきたいと思われます。

事務局 局長 この件ですが、事務局で区域外であると確認済です。
その他、ご質問はございませんか。

議長 【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第4、議案第16号「農地法第5条第1項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見について」は、これを「許可相当」として県に進達することに、ご異議ございませんか。

議長 【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件は「許可相当」とし、県に進達することに決しました。

議長 日程第5、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」を議題といたします。
それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、説明いたします。今回は1件の申請です。
この案件は、当初事業者の横浜市都筑区の方外1名と事業継承者の東帷子の方との売買による所有権移転で、事業計画変更の承認を求めるものです。
土地の概要は、東帷子字石畑外1筆、地目は畑、面積は合計326㎡、農振白地の3種農地と判断されます。
転用目的は、「一般個人住宅を建築する」とのことです。
周辺農地への被害防除策としては、コンクリートブロック積み擁壁を設置し、土砂等の流出を防ぎます。
雨水排水は道路側溝へ排水、汚水排水は公共下水道へ排水します。
この案件は、農地法第5条受付番号6と同時申請です。
周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっています。

議長 只今、事務局から説明がありました。地元委員からの発言をお願いします。
東帷子をお願いします。

勝野委員 5番勝野が報告します。
先ほどありましたように、5条受付番号6と同時申請で、その折にもふれましたが、譲渡人が自分の住宅を建てるということで農転申請をしたが、地目変更をせずにそのまま現在に至っています。それが、仕事の都合で転勤になってしまったため、第三者の方に土地を売って、譲り受ける方が一般個人住宅を建てるという計画変更申請です。

議長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議長 【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
日程第5、議案第17号「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について」は、「承認相当」として県に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
 ご異議ないものと認め、本案件は「承認相当」として県に進達することに決しました。

議 長 日程第 6、議案第 18 号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」を議題といたします。
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 18 号、土地現況確認申請書（非農地）について、説明いたします。
 今回は 1 件の申請です。
 この案件は、土田の方が所有する畑です。
 土地の概要は、土田字北裏外 1 筆、地目は畑、面積は合計 895 ㎡です。
 昭和 46 年まで耕作していましたが、昭和 46 年に住宅、物置を建築し、昭和 53 年に相続により申請人が所有権を取得し、現在に至るとのことです。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言をお願いします。
 土田をお願いします。

井 藤 委 員 4 番井藤が説明します。
 これは相続とあるように、約 40 何年も前に相続を受け、それ前に物置を建てられまして現在に至るということで申請が出ています。周囲も住宅ですので、私が見た範囲では何ら問題はないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問等はありませんか。

議 長 【質疑なしの声多数あり】
 ご意見もないようですので、お諮りいたします。
 日程第 6、議案第 18 号「土地現況確認申請書（非農地）の承認について」は、原案のとおり県に進達することにご異議ございませんか。

議 長 【異議なしの声多数あり】
 ご異議ないものと認め、本案件は、原案のとおり県に進達することに決しました。

議 長 日程第 7、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」を議題といたします。なお、番号 77 の案件は 3 番奥村久光推進委員が貸人であることから、「農業委員会法等に関する法律第 31 条の議案審議参与制限」により審議に加わるできません。
 そこで、先に番号 77 の案件を審議します。
 それでは、3 番奥村久光推進委員の退席をお願いします。

議 長 【奥村久光推進委員退席】
 それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について、説明いたします。
 今回の利用権設定は、使用貸借権 88 件と解除条件付使用貸借権 8 件の合計 88 件です。
 はじめに、奥村久光推進委員が関係する番号 77 の案件について説明します。

この案件は、西帷子の方と愛知県犬山市の方との間での使用貸借権の設定です。
土地の概要は、西帷子字平野外 1 筆の農振農用地で、地目は田、面積は新規で合計 1,680 m²です。

平成 36（西暦 2024）年 3 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 7、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」番号 77 は、これを「承認」し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議ないものと認め、本案件番号 77 を「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

ここで、3 番奥村久光推進委員の着席をお願いします。

【奥村久光推進委員着席】

議長 引き続き、日程第 7、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」の番号 1 から 76 までと、番号 78 から 88 までを議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 19 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について引き続き説明いたします。

それでは、番号 1 から 16 の案件を説明します。同じ方が利用権の設定を受けるので、併せて説明します。

塩の方外 15 名と一般社団法人岐阜県農畜産公社との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、塩字打越外 18 筆の農振農用地で、地目は田、面積は新規で合計 26,796 m²です。

平成 31（西暦 2019）年 5 月 3 日から平成 41（西暦 2029）年 5 月 2 日まで、中間管理権を取得し、10 年間利用集積を図るものです。

番号 17 から 24 の案件は、同じ方が利用権の設定を受けるので、併せて説明します。

久々利の方外 7 名と土田の法人との間での解除条件付使用貸借権の設定です。

土地の概要は、久々利字川原田外 9 筆の農振農用地で、地目は田、面積は新規 6,720 m²、再設定 6,222 m²、合計 12,942 m²です。

番号 17 から 20、22 から 23 については、平成 36（西暦 2024）年 3 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

番号 21 と 24 については、平成 34（西暦 2022）年 3 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

番号 25 から 76、78 から 87 の案件は、先ほどご承認いただきました番号 77 と同じ方が利用権の設定を受けますので、併せて説明します。

西帷子の方外 61 名と愛知県犬山市の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、西帷子字流レ外 103 筆の農振農用地及び農振白地で、地目は田、面積は新規で合計 106,992 m²です。

平成 36（西暦 2024）年 3 月までの 5 年間、利用集積を図るものです。

番号 88 の案件は、愛知県刈谷市の方と平貝戸の方との間での使用貸借権の設定です。

土地の概要は、平貝戸字前田の農振農用地で、地目は田、面積は再設定で 843 m²です。

平成 34（西暦 2022）年 3 月までの 3 年間、利用集積を図るものです。

議 長
大 澤 委 員

只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

2 番の大澤ですが、番号 25 から 87 の場所は石原という地域だと思いますが、これだけの面積をまとめて一気に契約ができたということは、前にもあったんですが、帷子地区は素晴らしいと思います。こんなにうまくまとめることができる農業委員さんだととても感心しますが、どのように努力されてこんなにうまくまとめることができたかを是非この場で、できれば別の場でも発表されたらと思いますが、お聞かせいただきたいと思います。なかなかこれだけのものをまとめるということは大変なことですが、どのようにされたか教えてください。

奥村（久）委員

推進委員 3 番奥村がお答えします。

この地区は、山あいのほとんど谷間で、耕地整理をやった後、この部落だけで 10 人くらいの役員を作って、この土地をすべて受け持って交代制でやっていました。その地盤をそのまま今回貸し出そうということになり、中には 2、3 名の反対がありましたが、最終的にはまとめることができました。

大 澤 委 員
栗 本 委 員

とてもいいことですので、是非公の場で発表していただきたいと思います。

番号 17 から 24 の借手の法人ですが、何を作られるのですか。米ですか。それとも他の物ですか。

事 務 局

この法人は、何を営農されているかという、「米」と聞いています。

この法人の元となっているのは、土田にある土木建設業者で、ここが営農を行う団体を立ち上げました。

議 長

その他、何かご意見ございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議 長

ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 7、議案第 19 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画に対する決定について」番号 1 から 76 までと、番号 78 から 88 までは、これを「承認」し、市長宛てに報告することにご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議 長

ご異議ないものと認め、これを「承認」し、市長宛てに報告することに決しました。

議 長

日程第 8、議案第 20 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」を議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

議案第 20 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について、説明いたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、市長から協議があった農用地利用配分計画案に対する当委員会の意見を求めるものです。

農用地利用配分計画案の内容については、議案第 19 号において、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画に対して決定され、権利設定された農地のうち、番号 1 から 16 について、大森に事務所がある農業生産法人に使用貸借権の設定により利用配分する計画案となっております。

土地の概要は、塩字打越外 18 筆、地目は田、面積は合計 26,796 m²です。

新規設定 19 件で、平成 31（西暦 2019）年 5 月 1 日から平成 41（西暦 2029）年 4 月 30 日までの 10 年間、利用集積を図るものです。

議長 只今、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等はありませんか。

鈴木（啓）委員 8 番鈴木から事務局にお願いがあります。

せっかく資料を出していただくのですが、かなり目を細めないと見えません。まだ下の方に余白がありますので、もう少し拡大したものを提供していただければありがたいです。

事務局 次回より、改善させていただきます。

議長 その他、何かございませんか。

【質疑なしの声多数あり】

議長 ご意見もないようですので、お諮りいたします。

日程第 8、議案第 20 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用配分計画案に対する意見について」の「意見はなし」とし、市長宛てに報告することに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声多数あり】

議長 ご異議がないものと認めます。よって、本案件の「意見はなし」と決定し、市長宛てに報告します。

議長 以上で、審議案件は終了しました。

続きまして、農地法関連の報告事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告事項について事務局から説明いたします。

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、2 月 1 日から 2 月 28 日までに届出があった 2 月受理分について報告します。

今回は、淵之上の方外 3 名からの届出があり、田 17 筆、面積は 11,735.00 m²、畑 8 筆、面積は 3,143.01 m²、合計 25 筆、14,878.01 m²です。

続きまして 2 つ目、農地法第 4 条第 1 項の規定に係る指定市町村の指定についてですが、農林水産省の担当者と書類のやり取りを行い、本省内での調整が終了した旨の連絡が入りましたので、平成 31 年 2 月 21 日付で正式に本省担当部局に申請書を送付しました。

今後は、農林水産省にて、3 月下旬に告示が行われ、同年 7 月 1 日に施行となり、権限が委譲される予定です。

3 つ目ですが、2019 年度可児市農地転用等スケジュールについて、資料をお配りしていますが、まだ暫定版であり、4 月から 6 月については可児市ホームページでも公開してお

りますが、7月以降については、権限移譲の手続きの調整中のため、確定しましたら順次公表していく予定です。以上です。

大澤委員 事務局にお願いですが、2つ目の、農地法第4条第1項の規定に係る指定市町村の指定についてですが、もう少し詳しく説明していただけるとみなさん理解ができると思います。どういう風に申請を出して、告示がどのように行われ、7月1日に施行されたらどのように変わるか、といったことをわかりやすく教えていただきたいと思います。

事務局 農地法第4条第1項の規定と申しますのは、いわゆる農地転用に伴う一切のことに關します。農地法第4条及び第5条、事業計画変更、非農地に関することについては、今までは県知事の許可及び承認になっていましたが、それを権限委譲という形で可児市長が許可権者になるもので、そのための手続きを取っているものです。その関係で、昨年11月頃から手続きを始めまして、本省とのやりとりを行って、2月初めに具体案としてまとめましたので、2月中旬にこれで行きましょうと本省の方からゴーサインが出たことを受けまして、2月21日に本省に対して申請書を提出したという流れです。

このことによって、何が変わるかと言いますと、申請者からの申請に対しての処理期間が、今まで県に出していた分が短縮されることとなりますので、今まで6週間強かかっていたものが、1週間程度短くなるということです。総会の審議が終わりますとすぐ許可というわけではなくて、農業会議に諮問しまして、答申が出たらその後に市長名で許可という流れになります。今までは県からの許可ということで、総会があった月末までかかっていたものが、申請の段階から許可までの間が短くなるので、申請者に対して利便性が出てくるというものです。審議としては、今までどおり委員さん方にはしていただくということで、変更等は多くは出てこないと思いますが、事務手続きとしては変わりますのでご理解いただきたいということで、今回ご案内させていただきました。

大澤委員 農業会議にかけるわけですね。その農業会議はどこにありますか。

事務局 農業会議は各都道府県に一つずつございまして、岐阜県の場合は、シンクタンクという庁舎の中にありまして、そこで審議をかけまして行います。

あと、先ほどは説明しませんでしたでしたが、農転スケジュールの調整中となっているところで、現地確認などがこれまでは月末でしたが、前倒しになる可能性があります。今現在調整中ですので、これについては月末でなくなるかもしれませんがご理解をお願いします。

大澤委員 何度もお尋ねしますが、農業会議ということは、県の方、シンクタンクのところへここで審議したものを送るわけですね。あくまでも、農業会議が許可権限ではなくて、市長の権限ですね。農業会議に送って、どうなるのですか。市長がこれでいいですよ、と判断するんですよ。農業会議が、その前に事務的に私の方で目を通してあげますよ、と一度目通してから市長のところを下りてくるということですか。

事務局 こちらで審議したものを、諮問答申という形で農業会議に送りまして、農業会議で諮って帰ってきたもので許可を出すという形を取りますので、農業委員会と市長だけのやりとりだけで許可を出すものではないということになります。

大澤委員 ということは、前に裁判とかあったと思いますが、ああいったことはこれからは市長に来るのか、それとも農業会議なのか。やはり、許可権限となると、市長を相手に取って来

るのか、農業委員会の会長あてになるのか。揉めた時の話ですよ。どこが相手になるのですか。

事務局 3条については、農業委員会が許可をするんですが、原告がどのように裁判をするかということもあるのですが、揉めた時は、一般的には3条については県が受けて立つというスタイルになります。4条5条については、可児市になります。

日比野委員 先ほど説明の中では、4条と5条とおっしゃいましたが、今も4条と5条ということいいんですか。文書では、4条としか書いてありませんが。

事務局 この案件につきましては、4条と書いてございますが、5条についても入る形になります。4条しか移譲を受けないというものではありません。

5条がなぜ入っていないかということですが、これは4条を準用するという形で法律なっていますので、ここでは4条という形で出てきています。

日比野委員 括弧書きかなんかで書いていただけるとわかりやすいですね。

それから、もう一点、先ほど農業会議に送られるという話ですけど、これは農業会議でお墨付きをもらうという意味合いですか。

事務局長 先ほどから申し上げていますが、諮問と答申の形になりますので、基本的には諮問させていただいて、許可権者は極力尊重する形にはなっていますが、最終判断は、答申に対して答申どおり判断するかどうかは許可権者に委ねられていますので、お墨付きという形ではなくて、最終判断をするにあたってどうかということで、第三者に振るという形です。

議長 その他は何かよろしかったですか。

議長 それでは、これをもちまして、平成31年第3回可児市農業委員会総会を閉会させていただきます。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り誠にありがとうございました。

誠に、ご苦勞様でございました。

<その他>

連絡事項

1. 今後の日程

①現地確認 3月28日(木)

②平成31年第4回総会 4月4日(木) 午後3時30分から